

対馬市委託業務成績評定点通知実施要領

（目的）

第1条 この要領は、建設工事にかかる委託業務の成績評定点（以下「評定点」という。）の通知に関する事項を定めることにより、業務の適正かつ効率的な履行を確保し、業務に関する技術水準の向上に資するとともに、業務の品質の確保を図ることを目的とする。

（対象業務）

第2条 評定点通知の対象とする業務は、対馬市委託業務成績評定実施要領第2条の規定による評定の対象となるものとする。

（評定点の通知）

第3条 契約担任者は、完成検査後及び債務負担行為対象業務の年度末既済部分検査後、すみやかに当該業務の請負者に委託業務成績評定通知書（様式第1号）及び委託業務成績評定書（様式第2号）により通知するものとする。

なお、債務負担行為対象業務の完成検査後は、完成検査及び最終評定を通知するものとする。

また、再評定を行った場合は、委託業務成績再評定通知書（様式第3号）及び委託業務成績再評定書（様式第4号）により通知するものとする。

（説明請求）

第4条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に評定点について説明を求められることができるものとする。

2 前項の規定により説明を求める場合は、委託業務成績評定結果説明資料請求書（様式第5号）によるものとする。

（説明請求の提出）

第5条 前条に規定する委託業務成績評定結果説明資料請求書の提出先は、検査職員とする。

（説明請求に対する回答）

第6条 契約担当者は、評定点について請負者から説明を求められた場合、委託業務成績評定結果説明資料請求に関する回答（様式第6号）により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から適用する。